

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>下記の委託契約について、受注者は契約書に規定する各業務の履行状況等を記載した業務実績等報告書を発注者に提出し、発注者は業務実績等報告書を受理したときは検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならないとしているが、システム開発業務については、開発工程の全期間において、いずれも行われていなかった。</p> <p>また、システム開発に係る契約履行の完了確認を令和3年5月20日の第32回報告会において行ったとしているが、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程で定める検査調書は作成されていなかった。</p> <p>契約名称：第4期病院経営システム構築及び運用に関わる業務</p> <p>1 契約期間：令和元年12月20日から令和8年6月30日まで (1) 開発工程：令和2年1月1日から令和3年6月30日まで (2) 運用保守工程：令和3年7月1日から令和8年6月30日まで</p> <p>2 契約金額：1,658,029,560円（令和2年8月31日付け変更契約後の金額） 支払期間：令和3年7月から令和8年6月まで</p> <p>3 委託業務：(1) システム開発 (2) システム運営保守 (3) 給与計算等サービス</p>	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【第4期病院経営システム構築及び運用に関わる業務契約書】 (委託業務の内容)</p> <p>第11条 発注者は、次の業務を受注者に委託するものとする。なお、その詳細については、仕様書に定める。 (1) システム開発 (2) システム運営保守 (3) 給与計算等サービス (業務状況の報告等)</p> <p>第16条 受注者が行う業務について、発注者がこの契約及び仕様書に規定する義務及び品質管理指標で求めるサービス水準以上に保たれていることを確認するため、受注者は毎月、前月分の業務状況及び当月及び次月の業務計画を記載した報告書（以下「業務実績等報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務実績等報告書に記載すべき内容は、第11条に規定する各業務の履行状況、仕様書に定める項目及びその他必要な事項とする。 (検査)</p> <p>第19条 発注者は、第16条の業務実績等報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程】 (監督及び検査)</p> <p>第48条 工事若しくは製造その他についての請負契約又は資産の買入れその他の契約を締結した場合には、契約責任者又はその指定する職員は、別に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は資産の既納部分の確認を含む。）をするために必要な監督又は検査を行うものとする。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程】 (検査調書の作成)</p> <p>第29条 検査職員は、会計規程第48条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が150万円以下であるとき、又は電気、ガス、水道及び電信電話に係る契約であるときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上、記名押印することでこれに代えることができる。</p>

措置の内容

1. システム開発業務に係る業務状況の報告及び検査について

システム開発業務における業務実績等報告書の提出や検査結果通知については本来、システム開発工程完了時に行うと契約書に記載すべきところ、事務担当者及び組織として、契約書の内容を精査せずに、毎月の提出を求める内容などで契約を締結したこと、また、契約内容を正確に把握していなかったため、月2回の進捗会議で適宜履行状況を確認していたものの、契約内容に基づいた必要な指示を受注者に行えていなかったことによるものである。

2. システム開発業務に係る検査調書の作成について

当時の事務担当者の認識不足及び組織内での情報共有不足により、システム運用開始の令和3年7月以降、毎月のシステム運用保守業務に関する検査調書を作成することで足りると誤解していたことによるものである。

3. 再発防止策

- 今回の指摘を受け、次期（第5期）において締結する契約書には、システム開発工程の完了月に、受注者はシステム開発工程の全期間の履行状況を記載した業務実績等報告書及び納品書を発注者に提出し、発注者は業務実績等報告書を受領したときは検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知することを明記する。
- 事案が発生したグループにおいては、後述の職員向け研修を毎年度当初に受講することとしたほか、契約内容の把握及びスケジュール管理・共有を徹底し、検査職員より受注者へ事前に連絡を行うことで、業務実績等報告書の提出漏れを防ぎ、システム開発業務の検査調書の作成漏れがないように確認することとした。
- 契約書に基づく事務手続が行われていないという事案が今後起こることがないように今回の事案を機構内で共有した。また、年度当初に行っていた適正な契約事務や事務取扱規程の解釈・運用についての職員向けの研修について、職員が必要に応じて受講できるよう機構ポータルサイトに研修内容を通年でアップするとともに、その旨を定期的に職員に周知することで、適正な事務手続を徹底していく。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月4日から同月16日まで）